

# 北栄町農業振興基本計画を策定しました (ダイジェスト版)

～夢と希望が持てる農業のまちづくり～

## 1 計画策定にあたって

### [計画の目的]

本町は、県内有数の農業のまちです。砂丘地・水田地帯・黒ぼく畑といった地域の特徴を活かして、様々な農畜産物が生産されていますが、近年農業従事者の高齢化や後継者不足、農畜産物の生産減少、耕作放棄地の増加といった問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、平成 25 (2013) 年 9 月に『北栄町農業のまちづくり条例』を施行しました。この条例の基本理念である「消費者に新鮮で安全・安心な農産物を供給し、担い手を確保し、将来にわたり、『夢と希望が持てる農業』とすること」を実現するため、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に展開していくこととなりました。

### [計画の位置付け]

北栄町農業のまちづくり条例第 4 条の規定に基づき、本町の農業振興を図るための具体的な施策を示すため策定するもので、農業関係計画の中で農業振興基本計画は、最上位に位置します。

また、北栄町まちづくりビジョンの「げんきなまちづくり」部門の計画として、本町将来像「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」の実現をめざします。

### [計画の実施期間]

北栄町まちづくりビジョンと整合性を図るために、平成 26 (2014) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 8 年間を計画の期間とし、3 年を目途に計画の見直しを行います。

## 2 北栄町がめざす農業

### [「夢と希望が持てる農業のまち」基本理念]

北栄町は、古くから先人たちが築いてきた平坦で緑豊かな砂丘地、区画整理された水田、なだらかで開けた地力豊かな黒ぼく地帯を有し、その素晴らしい農業基盤、栽培技術、組織力を活かして発展してきた県下有数の農業のまちです。

農業は本町の基幹産業であり、地域のくらしを支える大切な産業です。

農業を持続的に発展させることにより農業者にはいきがいやゆとりが生まれ、町民は安全・安心で美味しいものを共有することができます。

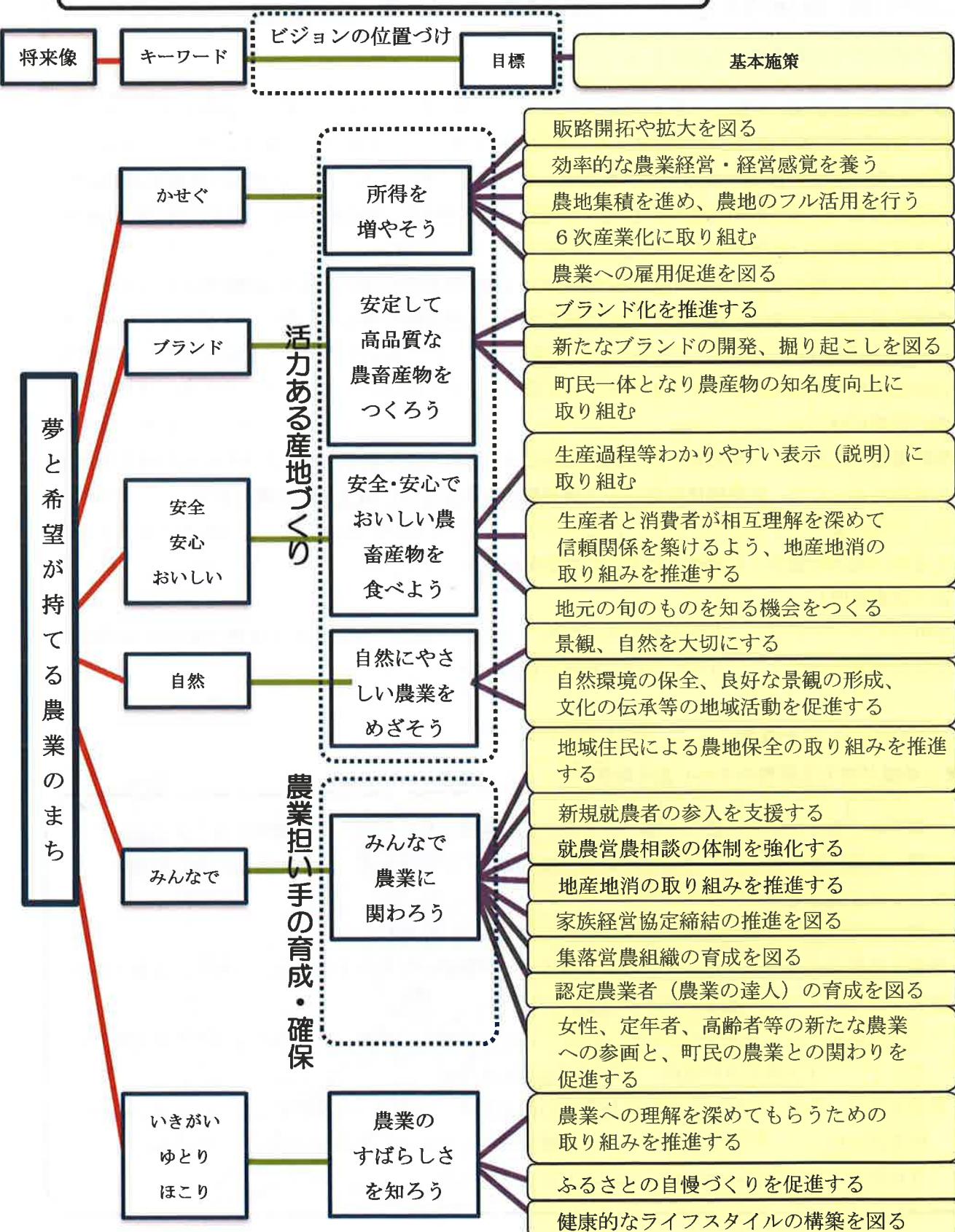
また、安定した収入を得る（かせぐ）には、さらなる技術、知識、経営感覚等の習得が重要であり、そして、ブランド品目の育成、開発の強化が必要です。

農業を営み、農村でくらすことは自然環境の保全に繋がる重要な役割を果たしている事を理解し、農業者をはじめ、町民みんなで「夢と希望が持てる農業のまち 北栄町」として、ふるさとにはこりを持って次の世代へつなげていくことをめざします。

### [夢と希望が持てる農業のまちの数値目標]

平成 33 (2021) 年度には農業に関わる経営体ごとの所得が平成 26 年の 2 倍になることをめざします。

## ～夢と希望が持てる農業のまち～ 体系図



### 3 計画の推進に向けて

#### 〔計画の推進体制〕

『夢と希望が持てる農業のまち』の実現のため、事業の計画・予算要求・事業実施各段階において農業者はもとより、町民、JA、農業関係機関、行政の連携を行います。

農業指導者連絡協議会を活用し、問題意識と改善案を関係者で共有します。

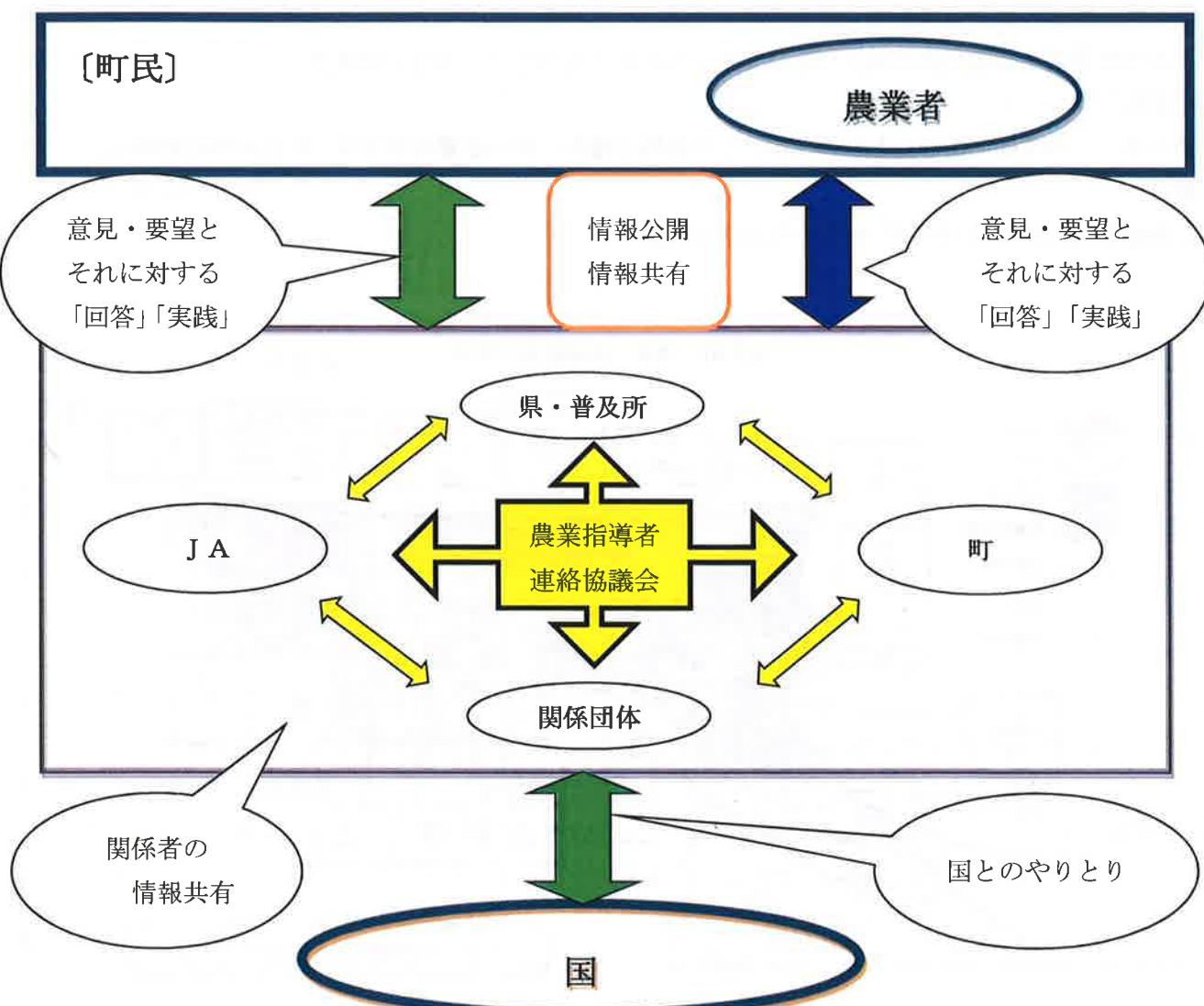
#### 〔計画の進捗管理〕

施策・事業は取り組めるものから着手します。進捗状況を年次的に把握し、成果を評価・検証して、計画達成のための効果的な施策の展開について検討します。

検討にあたっては、農業指導者連絡協議会で、関係者の参加のもと広く意見を求める。

本計画の趣旨や内容については「今年のしごと」やホームページ等の媒体を活用して町民への周知を図ります。

#### 〔推進体制イメージ〕



## 北栄町農業のまちづくり条例 平成25年条例第16号

### (目的)

第1条 この条例は、農業を北栄町(以下「町」という。)の基幹産業と位置づけ、環境の保全に配慮した農業の持続的な振興及び発展を図り、農業のまちづくりを推進することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 農業のまちづくりを推進するために、次に掲げることを基本理念とする。

- (1) 消費者に新鮮で安心・安全な農産物を供給し、次世代に継承していくこと
- (2) 担い手を確保し、自然環境と調和した持続的な農業の発展を図ること
- (3) 将来にわたって、農業に夢と希望を持ち、確かな豊かさを実感すること

### (役割)

第3条 町・農業者・町民は、関係機関と連携し、農業のまちづくりの推進に努めるものとする。

### (農業振興基本計画)

第4条 町は、農業のまちづくりを推進するため、北栄町まちづくりビジョンを踏まえ、農業振興基本計画を策定するものとする。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この条例は、平成25年9月19日から施行する。

北栄町 農地・農畜産物分布図

